

議員提出議案第 1 号

県内における教員養成機能の充実強化等を求める決議

この議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年10月10日

広 谷 直 樹  
尾 崎 薫  
浜 田 一 哉  
斉 木 正 一  
内 田 博 長  
銀 杏 泰 利

伊 藤 保  
鹿 島 功  
島 谷 龍 司  
福 田 俊 史  
中 島 規 夫

## 県内における教員養成機能の充実強化等を求める決議

人口減少下においても活力ある地域社会を実現させるため、地域を支える人財、特に教育人財の育成が極めて重要である。しかし、鳥取大学において、「教育」を冠した学部、学科がない現状では、多くの場合、鳥取大学は教員を志望する県内高校生の進学先の選択肢となっていない状況にある。

このことが、将来教員を志す県内高校生の県外大学への進学及び大学卒業後における県外での教員採用につながり、県内における教員不足の一因になっている。教員不足は、教育の質の低下に直結しかねない重大な問題である。

昨年度、本県においては、教員採用試験合格者のうち主に県外出身者による採用辞退が相次ぎ、県内において必要とする採用数が確保できない事態が生じた。このような状況が続けば、本県の子どもたちの学力向上や地域を支える人財の育成に大きな支障が生じることが危惧される。

については、現在、鳥取県と鳥取大学との間で教員養成機能等に関する協議が行われているが、双方が具体的な改革案を出し合うなど、進学先を選択する子どもをまんなかにした子どもたち本位の議論をより一層真摯に推し進めることで、県内における教員養成機能の抜本的充実強化が図られることを求め、ここに決議する。

令和 年 月 日

鳥 取 県 議 会

議員提出議案第2号

「手話言語による国歌」策定を求める意見書

この議案を別紙のとおり提出する。

令和6年10月10日

福祉生活病院常任委員会

委員長 西村 弥子

## 「手話言語による国歌」策定を求める意見書

我が国の「国歌」は、「国旗及び国歌に関する法律」において歌詞及び楽曲が定められており、音声による国歌斉唱はごく自然に行われている一方、手話言語で国歌をどのように表現するかということについては、法令による定めがない。

そのため、現状では、ろう学校やスポーツ大会等の行事において手話言語で国歌を斉唱する際、行事や手話通訳者ごとに異なった表現がされ、国際的な大会においても団体・チームによって表現が異なることがあり、同じ国歌であるにもかかわらず、手話言語による表現が統一されていない。

平成29年にトルコで開催された第23回夏季デフリンピックにおいて、日本代表の女子バレーボールチームが優勝した際、独自表現による手話言語での国歌斉唱の様子を撮影した動画が全世界に流れ、国内にも大きな反響があったところである。

また、全国のろう者の当事者団体である一般財団法人全日本ろうあ連盟から国に対し、国歌の手話言語策定に向けた要望書が幾度も提出されているほか、本年3月には、神奈川県議会においても「手話言語による国歌」策定を求める意見書が可決され、国に対して要望されるなど、「手話言語による国歌」策定への気運は高まってきた。

きこえない人が、きこえる人と同様に、幼少期から国歌に親しみ、国歌を斉唱できるようにするためには、国において、歌詞の手話言語による表現を検討の上、統一された「手話言語による国歌」を策定することが必要不可欠である。

そして、日本初開催となるデフリンピック東京大会開催が来年に控えている中、きこえる人、きこえない人すべての国民が、母国の国歌を一体となって斉唱できる環境を早急に整備すべきである。

以上より、国会及び政府において、専門家や当事者団体等の参画のもと検討し、各関係者・関係団体との意見調整を行って、「手話言語による国歌」を早急に策定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

鳥 取 県 議 会

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
総 務 大 臣 様  
法 務 大 臣  
文 部 科 学 大 臣  
厚 生 労 働 大 臣